

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討事項	「条例要配慮個人情報」について	
関連 条文	改正法	第 60 条第 5 項
	条例	第 6 条
検討事項 (詳細)	条例要配慮個人情報の規定の方向性について	
影響範囲	(条例等)	
検討 (詳細)	<p>1 条例要配慮個人情報とは</p> <p>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報（※）を除く。）のうち、<u>地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p>条例要配慮個人情報は、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）第 75 条の規定により、個人情報ファイル簿に記載することとなる。</p> <p>※ 要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益の発生につながらないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報である。 <u>現行の神奈川県個人情報保護条例（以下「県条例」という。）と改正法における定義の内容は同様と見込まれる。（改正法の正確な定義は、今後公布される政令及び規則により確認する。）</u> <p>2 条例要配慮個人情報の趣旨</p> <p>改正法は、個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるとの考えの下、要配慮個人情報について、例外的に地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものがある場合は、地方公共団体が条例で定めることができるとされている。</p> <p><u>取扱いに特に配慮が必要と考えられるものとしては、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される情報と考えられる。</u></p> <p><参考></p> <p>○ <u>条例要配慮個人情報の例（個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」による「LGBTに関する事項」、「生活保護の受給」、「一定の地域の出身である事実」等</u></p>	

- 外国（EU）におけるセンシティブ情報（GDPRにおいて特別な種類の個人データと定義されているもの（個人データの取扱いに関する補完的ルールにより要配慮個人情報と同様に取り扱うもの））
「性生活」、「性的指向」、「労働組合に関する情報」等

3 条例要配慮個人情報の規定の効果について

(1) 改正法における規定の効果について

条例要配慮個人情報を規定した場合における改正法の適用は、要配慮個人情報と同様とされ、次のとおり。

- ・ 改正法第 75 条の規定により、個人情報ファイル簿に記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載する。
- ・ 改正法第 68 条及び改正法施行規則第 43 条の規定により、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生したときは、当該事態が発生した旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。（※施行規則は今後公布されるため予定）

上記は、取扱いに関する実質的な規定ではないが、取扱いについては、要配慮個人情報に該当するか否かを問わず、次のとおり、個人情報の取扱いの規律が適用される。

- ・ 改正法第 61 条の規定により、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有することはできず、条例要配慮個人情報を取得する場合も、特定された利用目的に必要な場合に限られることとなる。
- ・ 改正法第 66 条の規定により、取り扱う個人情報の内容や、個人情報を取り扱う事務又は業務の性質等に鑑みて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることとなる。

このことから、条例要配慮個人情報は、個人の権利利益の侵害のおそれ大きいものとして取り扱われることとなるが、改正法の規定上、条例要配慮個人情報として規定しない場合においても、個人情報の保有や、安全管理措置は、その内容や性質に応じた保護措置を図る必要があるため、条例要配慮個人情報に規定した場合と同様の保護措置を図ることと考えられる。

(2) 法定の要配慮個人情報について

(1) より、条例要配慮個人情報に規定しない場合においても、個人情報の内容や性質に応じた保護措置を図られることとなり、実質的な効果はわかりにくい。

そこで、条例要配慮個人情報の検討の参考とするため、改正法における要配慮個人情報の規定の考え方について確認した。（「新・個人情報保護法の逐条解説」による）

要配慮個人情報は、社会的差別の原因となるものとして、地域社会からの孤立や社会生活全般において不利益な扱いを受ける事実やそのおそれがあること、社会一般的に差別や偏見等の対象となることや、他の法令等においても差別や権利利益の侵害を禁止していること等を勘案して定められている。

このことから、要配慮個人情報は、法律に規定することにより、差別や偏見等の事実等を踏まえ、その取扱いが配慮されるべきことが明示される効果はあると考えられる。

※ 現行の県条例に規定する要配慮個人情報の項目については、平成 29 年度の県条例改正により新設しており、個人情報保護法に規定された要配慮個人情報に合わせて現行の県条例の 11 項目とした。それ以降、特に項目の追加等の議論は行っていない。

<参考>平成 27 年の個人情報保護法改正における要配慮個人情報の規定について（「新・個人情報保護法の逐条解説」より）

○ 社会的差別の原因となる個人情報の取扱いを厳格化する観点から、EU 加盟国との間での個人データの移転に係る障壁を除去するために、要配慮個人情報の規定を定めており、憲法第 14 条第 1 項の規定等を参考にし、社会的差別の原因となる個人情報の不必要な取扱いを制限するために設けられた。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○ 要配慮個人情報は公的部門と民間部門に共通の定義となっており、本人に対する不当な差別または偏見が生じないようにその取扱いに特別な配慮を要するかは、当該情報の保有者が行政機関等であるか個人情報取扱事業者であるかにより異なることはないと考えられることからであるとされている。

※ 条例要配慮個人情報は、民間部門には適用されない。

○ 要配慮個人情報に規定するものについて（「新・個人情報保護法の逐条解説」及び平成 28 年個人情報保護委員会資料「要配慮個人情報に関する政令の方向性について」より）

要配慮個人情報の定義は、基本的人権を侵害する危険性が高いもののほか、他の法令の規定、我が国における社会通念等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案し、範囲を定めるものとされている。

例えば、「病歴」については、一般に他人に知られたいくない機微な情報で、病気がその種類によっては、差別・偏見を生じさせるものとされている。とりわけ、ハンセン病患者等が身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権の制限、差別等を受けた事実によると考えられる。

「犯罪の経歴」については、社会から不利益な扱いを受けることが考えられることから本人としては秘匿したいと考えることが一般的と考えられることを勘案したものとされている。

「障害」については、他の法令等においても差別や権利利益の侵害を禁止していることを勘案したものとされている。

○ 要配慮個人情報に規定しなかったものについて（「新・個人情報保護法の逐条解説」より）

例えば、「本籍地」については、変更可能であることが要配慮個人情報とされなかった一因と思われることや、「労働組合への加盟等」は、労働法制で不利益取扱い禁止等の問題として扱えば足りるとする意見もあったこと、「性生活」「性的指向」は、異性愛まで含めて解すると、異性と交際・結婚していることまで要配慮個人情報となってしまう、要配慮個人情報の範囲が広範になりすぎてしまうので、適切な限界を設定することが困難である等の整理があったとされている。

4 本県における条例要配慮個人情報の規定の方向性について

条例要配慮個人情報の規定については、その要否の判断に当たり、次の事項を考慮するものとする。

(1) 立法事実の確認

本県において不当な差別や偏見等が行われているという事実やおそれ等の立法事実（※）から、条例に規定する必要性を把握する。

要配慮個人情報は民間部門と共通の定義であり、社会通念的に差別や偏見等の問題が認識されている状況を踏まえていると考えられるが、条例要配慮個人情報においては、本県において個人の権利利益の侵害が大きく特に配慮を要するものといえる本県の事情又は本県の事務における課題等があるか否かを確認することとする。

- ・ 例えば、本県において就職や職場における差別が生じている、その他社会生活全般にわたる人権上の差別があるといえるような事実やそのおそれがあること等
- ・ 例えば、本県独自の事情として、不当な差別や偏見等による被害が特に多いという状況がある場合や本県の施策等において特にその差別や偏見等の解消が課題とされているなどの事情等
- ・ このような事実のほか、他の法令等においても差別や権利利益の侵害を禁止されていることなどを踏まえた本県の社会状況

※ 立法事実

条例を規定する際の基礎を形成し、その合理性を支える社会的、経済的、文化的事実

(2) 条例要配慮個人情報の規定範囲について

(1)の立法事実における不当な差別、偏見等が生じている事実やそのおそれがあること、本県独自の事情等を踏まえて、特に配慮を要する個人情報として判断することとなるが、本県の事務において取り扱う個人情報は、行政事務の性質上、要配慮個人情報以外でも配慮を要するといえるものは多いと思われる。

例えば、県民からの相談業務等においては、各実施機関の意思に関わらず、要配慮個人情報を含んだ様々な内容が提供される（収集する）こととなるが、相談の内容等に応じて、その個人情報は配慮を要するものと考えられる。

そこで、条例要配慮個人情報は、要配慮個人情報の項目とのバランスを踏まえ、立法事実やこれに基づく適切な規定範囲を確認した上で、特に配慮を要する個人情報であることを条例で明示することが、差別や偏見等に対する個人の権利利益の保護についての本県の認識が高まり、適切に取り扱うための効果が大きいといえるものと考える。

条例要配慮個人情報として規定しない場合においても、配慮を要する個人情報については、3(1)に記載のとおり、その事務の目的や内容から、必要かつ最小限の範囲内で取り扱うことや個人情報の内容に応じた安全管理措置を講ずることを徹底する必要がある。

<庁内照会の結果（令和4年1月照会）>

- ・ 県の各実施機関に対して、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」として、各実施機関が所掌する事務を遂行するために保有する個人情報で、その取扱いに特に配慮が必要と考えられるものについて、照会した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、本県における立法事実や、他法令等からも配慮を要するものといえるかの確認や、県における取扱いの現状等により、該当する個人情報の取扱いの有無を確認したが<u>該当するものの回答はなかった。</u> ・ ただし、国から条例要配慮個人情報の例として挙げられた事項を踏まえ、「生活保護の受給」や「性的マイノリティ」については、主にこれらに関する事務を所管する所属に、本県における立法事実や取扱いにかかる事務の内容（生活保護の受給業務や性的マイノリティに関する個別専門相談ほか、主に相談業務）等も踏まえて確認している。（3/22 時点確認中。） <p>5 対応方向性</p> <p>条例要配慮個人情報の規定の方向性としては、<u>規定の要否の判断に当たり、本県において本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じている事実やそのおそれがあるもの、その事実に係る本県の独自の事情や他の法令等における差別や権利利益の侵害の禁止の状況等とともに、これらに基づき設定した規定範囲を確認するとともに、特に配慮を要する個人情報であることを条例で明示することが、差別や偏見等に対する個人の権利利益の保護についての本県の認識が高まり、適切に取り扱うための効果が大きいといえるか否かを総合的に考慮することとする。</u></p> <p>また、条例要配慮個人情報の規定については、県における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時確認を行う。</p> <p>なお、条例要配慮個人情報の規定に関わらず、県の事務において配慮を要する個人情報の取扱いは、その事務の内容や目的、個人情報の性質等に応じた保護措置を図り、適切な運用を行うことを徹底する。</p>
<p>関連情報 「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」P. 40</p>	<p>3. 例えば、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される情報で、その取扱いに特に配慮が必要と考えられるものとして「<u>LGBTに関する事項</u>」「<u>生活保護の受給</u>」「<u>一定の地域の出身である事実</u>」等が考えられるが、これらは、<u>国の行政機関では保有することが想定されず、行個法・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号。以下「行個令」という）の「要配慮個人情報」には含まれていないものである。</u>また、<u>将来においても、地方公共団体等において新たな施策が展開され、その実施に伴い保有する個人情報</u>が、<u>行個法・行個令の「要配慮個人情報」には規定されていないものの、その取扱いには、「要配慮個人情報」と同様に特に配慮が必要な個人情報である場合も想定される。</u>こうした個人情報について、<u>不当な差別、偏見等のおそれが生じ得る情報として、地方公共団体が条例により「要配慮個人情報」に追加できることとすることが適当である。</u></p>

<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」 P207</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法では、個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるとの考えの下、地方公共団体についても、国の行政機関と同様の要配慮個人情報の定義が適用され、関係する規律（個人情報ファイル簿の記載事項）が適用される。 ○ その上で、<u>例外的に、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが存在する場合を考慮し、地方公共団体が条例で定めることにより、「条例要配慮個人情報」とすることができることとしており、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている（法第 75 条第 1 項及び第 4 項）。</u> ○ 地方公共団体によっては、現状、条例により、要配慮個人情報に相当する情報を定義した上で、その取得等に関する固有の規律を整備している例がある。この点、令和 3 年改正法の趣旨は、社会全体のデジタル化に対応するため法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにあるため、<u>法に基づく規律（個人情報ファイルの表記に関するもの）を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することや、当該地方公共団体に関連する民間の個人情報取扱事業者等における取扱を対象に固有の規律を付加する等の対応は、許容されない。</u> ○ なお、令和 3 年改正法においては、要配慮個人情報に限らない個人情報一般の取扱いについて、例えば、法令に定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って取得することができることとし(法第 61 条)、また、<u>不適正な取得を禁止する（法第 64 条）</u>などとしており、<u>要配慮個人情報や条例要配慮個人情報についても、これら個別の規定を適正に運用することで、必要な保護が図られると考えられる。</u> ○ また、条例要配慮個人情報は、当該条例要配慮個人情報を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されるものであり、個人情報取扱事業者、国の行政機関等他の地方公共団体及び他の地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報の取扱いに適用が及ぶものではない。
<p>個人情報の保護に関する法律 (改正後の条文) 個人情報の保護に関する法律 (改正後の条文)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして<u>政令</u>で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>

<参考 個人情報の保護に関する法律施行令（現行）>

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（定義）

第六十条 （略）

1～4 （略）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

	<p>一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル</p> <p>二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>4 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</u></p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>
<p>神奈川県個人情報保護条例</p>	<p>(取扱いの制限)</p> <p>第6条 実施機関は、要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報という。次条において同じ。）を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。</p> <p>(1) 信条</p> <p>(2) 人種</p> <p>(3) 社会的身分</p> <p>(4) 犯罪の経歴</p> <p>(5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（前号に該当するものを除く。）。)</p> <p>(6) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、</p>

	<p>保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと (第4号に該当するものを除く。)</p> <p>(7) 犯罪により害を被った事実</p> <p>(8) 病歴</p> <p>(9) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の 実施機関が定める心身の機能の障害があること(前号に該当する ものを除く。)</p> <p>(10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次 号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び 早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診 断等」という。)の結果(第8号に該当するものを除く。)</p> <p>(11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変 化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善の ための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(第8号に該当 するものを除く。)</p>
--	--